

<平成18年度かび毒・自然毒等に関する食品安全確保総合調査概要>

1) 魚介類の自然毒に係る調査

人体に有害な作用をもたらす様々な魚介類の自然毒について、今後、必要に応じてファクトシート等による情報提供やリスク評価に資するために、魚介類の自然毒（フグ毒、シガテラ毒、パリトキシン様の魚類毒、麻痺性貝毒、下痢性貝毒、記憶喪失性貝毒、神経性貝毒等）の汚染実態、発生メカニズム、抽出・検出方法、今後の動向に関する資料、各国及び国際機関の報告書、規制情報等を収集・整理し、分析を行った。

2) 食品中に含まれるかび毒（オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン）の汚染実態調査

我が国におけるかび毒（オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン）の汚染実態を把握し、今後、必要に応じてファクトシート作成や、リスク評価に資するため、かび毒のリスクが存在する可能性があると考えられ、かつ、汚染実態データが乏しい食品群について、平成17年度に実施した調査の結果を踏まえて、汚染実態調査を実施した。

調査対象食品（オリーブ、種子、輸入養殖エビ、養殖魚、健康食品、食肉食品（生、加工品）、乳製品（牛乳、加工品）、卵製品（生卵、加工品）、血液及び臓器（生、加工品）、さとうきび、黒砂糖、ハーブ類、飲料、ベビーフード、幼児向け食品、菓子類、豆類、ドライフルーツ、キャッサバ等）について、かび毒の汚染実態を調査した。

調査の結果、オクラトキシン A がハーブ類 1 検体から 0.8ng/g 検出された。アフラトキシンは、アフラトキシン B1 が健康食品 2 検体から各検体ともに 0.2ng/g、黒砂糖 1 検体から 0.4ng/g、飲料 1 検体から 0.2ng/g の濃度でそれぞれ検出された。また、ゼアラレノンが健康食品 8 検体から 5～39ng/g、食肉製品（加工品）1 検体から 1ng/g、ベビーフード 9 検体から 0.1～0.3ng/g、幼児向け食品 2 検体から 0.1 及び 0.2ng/g、豆類 1 検体から 26ng/g の濃度でそれぞれ検出された。

上記の検出値は、過去に日本でオクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノンが検出された際の値や諸外国における規制値と比較して、ほぼ同じか下回るものであった。他の検体については、かび毒及び食品毎に設定した定量限界値以下であった。

また、諸外国における、オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノンに関するリスク評価の報告書、規制情報、汚染実態調査に関するデータ等を収集、整理した。